

介護保険の第一号被保険者(65歳以上)の皆様へ

－新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免または徴収猶予のご案内－

1 介護保険料の減免・猶予の対象となる方と減免額

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料のお支払いが困難で、次の要件を満たす第一号被保険者(65歳以上)の方については、申請により保険料の減免または徴収猶予を受けられる制度があります。

今回の新型コロナウイルス感染症に係る特例で減免および猶予に該当する場合は遡って適用されます。

(ご自身が減免に該当するかについて、別紙の簡単な判定フローチャートを用意しました。ご利用ください。)

<減免基準>

1	<p>主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡または重篤な傷病を負った。</p> <p>→ 対象となる介護保険料の全額を免除</p>
---	--

2	<p>新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入(以下「事業収入等」といいます。)の減少が見込まれ、次のアおよびイの両方に該当する世帯の方</p> <p>→ 対象となる介護保険料の一部を減額</p>
---	---

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年所得(年金等)の合計額が400万円以下であること。

※年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は、減免の対象となりません。

※前年の所得額が0円やマイナス(収入額<必要経費の状況)の場合、保険料の減免額は0円となります。申請していただいても、納付いただく保険料に変更はありません。

※保険料の減免額は、対象保険料額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

<p>対象保険料額(A×B/C)</p> <p>A: 当該被保険者の介護保険料</p> <p>B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額</p> <p>C: 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額</p>	<p>世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じた減免割合(D)</p> <p>210万円以下の場合: 全部(10分の10)</p> <p>210万円をこえる場合: 10分の8</p> <p>※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年の合計所得金額にかかわらず、減免割合は全部(10分の10)</p>
--	--

2 減免および猶予の対象となる介護保険料

令和4年度分の介護保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）がある介護保険料（※令和3年度相当分の介護保険料について、納期限が令和4年4月1日以降に設定されている場合は、減免の対象となります。）

3 申請に必要な添付書類

(1) 世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方

- ア 死亡診断書または死体検案書の写し
- イ 医師による診断書または保健所発行の措置入院勧告書の写し

(2) 世帯の主たる生計維持者の収入減少が確認できる書類

ア 令和3年分の収入が確認できる書類

例) 確定申告書の控え、収支内訳書や青色申告決算書の控え、源泉徴収票（給与所得書等）など

イ 令和4年分の収入が確認できる書類

例) 収入と必要経費が確認できる帳簿、令和4年1月分以降の給与明細書

ウ 保険金・損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は、その金額がわかる資料（保険契約書など）の写し

エ 廃業届、休業届、雇用保険受給者証、退職証明書、解雇通知書などの写し

4 徴収猶予について

納付額が減少する減額・免除（減免）以外にも、保険料の納付が一度にできない場合または一時的に困難な場合に、分割納付や納付を一定期間お待ちする制度（猶予）もあります。猶予期間中は延滞金がかかりません。また、減免・猶予制度は併用できます。猶予については、収納課までご相談ください。

5 申請書類

青梅市のホームページからダウンロードをしていただくか、介護保険課の窓口でお配りしています。また、ご連絡をいただければ、申請書類等を郵送いたします。

〒198-8701
東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話番号 0428-22-1111（代表）

（減免に関する問合せ）

青梅市健康福祉部介護保険課介護保険管理係
内線 2121・2122・2123
市役所1階10番A窓口

（猶予に関する問合せ）

青梅市市民部収納課滞納整理第一係・第二係
内線 2166・2167・2168
市役所1階14番窓口